

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	岐阜市 福祉医療費助成(子ども)に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜市は、福祉医療費助成(子ども)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

岐阜市では「岐阜市特定個人情報ファイル安全管理規程」を定めており、特定個人情報保護評価については本規程を活用したリスク評価を実施している。
福祉医療費助成(子ども)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岐阜市長

公表日

令和7年3月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療費助成(子ども)に関する事務
②事務の内容	岐阜市は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例(昭和57年岐阜市条例第46号)にて、医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とした、福祉医療費助成(子ども)に関する事務を規定しており、特別に定める場合を除き本市の区域内に住所を有し、健康保険に加入している子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を対象に、保険診療の自己負担額から各種付加給付等を除いた額について、医療費助成を行っている。 福祉医療費助成(子ども)に関する事務の適正かつ効果的な運営のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 1 受給資格に関する事務 ①受給者証交付(更新)申請書、受給資格変更届、受給資格喪失届を受理し、また、岐阜市福祉医療費助成に関する条例第2条第1号に規定する子どもの住所、加入する健康保険情報等を確認・審査し、当該資格にかかる登録、登録事項の変更、資格喪失の各種処理を行う。 ②受給者証を発行する。 ③小学校就学前後で、当該資格は切り替わるため、その際、資格更新処理を行う。 ④受給者証の紛失・破損等により、受給者証再交付申請書があった場合、受給者証の再交付を行う。 ⑤Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務 情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、福祉医療資格情報の紐付け及び登録を行う。住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る福祉医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。住民が、医療機関受診時に福祉医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 2 医療費助成に関する事務 ①審査支払機関経由の医療機関等からの請求又は子どもの養育者からの助成申請書に基づく請求を受け、受給資格を再確認し、請求内容や受給者の確認・審査・調整を行う。 ②審査支払機関又は各助成申請者が示す指定口座に助成金を振り込む。 ③受給資格の変更等により、返還金等が発生する場合、返還金請求、債務管理等を行う。 3 その他 ①財務会計処理、各種統計集計に係る事務を行う。 ②岐阜県福祉医療費助成事業補助金交付要綱(昭和57年福第250号)により、県補助対象の小学校就学前の子どもについては、所定の実績報告や申請にかかる事務等を行う。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	福祉総合管理システム
	以下の機能は、福祉総合管理システムのうち、福祉医療費助成制度の福祉医療費助成事務において使用するシステム(以下「福祉医療費助成システム」という。)が有する機能のうち、福祉医療費助成(子ども)に関する事務にて使用する機能のみを記載している。

	3. 情報照会機能 (1) 情報照会機能 業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。 (2) 情報照会連携機能 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を中間サーバに連携する。 (3) 照会結果取得機能 中間サーバから「他団体からの情報提供内容」を受信する。 (4) 照会結果回答機能 中間サーバから受信した「他団体からの情報提供内容」を業務システムに連携する。 (5) 番号変換機能 宛番号(業務)⇔団体内統合宛番号の変換を行う。 (6) 文字コード変換機能 業務システムにて使用しているデータの文字コードを変換する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (中間サーバー [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 中間サーバと各事務システム、統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 (共通基盤連携システム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム4	
①システムの名称	Public Medical Hub(PMH)
②システムの機能	1. 情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 個人番号及び福祉医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 2. 情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、福祉医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、福祉医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub(PMH)は、PMH連携キーからPMH-IDを復号し、PMH-IDに紐付けられた福祉医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。 3. 情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 福祉医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく福祉医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [○] その他 (福祉総合管理システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)
3. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費助成(子ども)情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法: 第9条第2項 ・番号利用条例: 第4条第1項及び別表第1の8の項 ・岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年岐阜市規則第84号。以下「番号利用条例施行規則」という。)第29条第1号、第4号、第7号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律: 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係、岐阜市子ども未来部 子ども政策課 庶務係
②所属長の役職名	福祉医療課長、子ども政策課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費助成(子ども)情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福祉医療費助成(子ども)に関する事務における子ども、子どもの養育者、子どもが属する世帯の構成員
その必要性	受給資格事務における認定・管理及び医療費助成事務における助成金算定の事務を適切に行うためには、子どもが加入する健康保険関係情報、子どもの養育者及び子どもが属する世帯の構成員の各種受給情報の把握が必要であるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (支払口座情報、医療助成資格情報)
その妥当性	・個人番号・4情報・その他住民票関係情報は、本人特定を行い、各情報を記録し、助成対象の子ども(以下「受給資格者」という。)及び子どもの養育者等の状況管理の基礎データとして必要であるため。 ・その他の識別情報(内部番号)は、受給資格者ごとに受給資格者番号をつけて、受給資格及び医療費助成の確認・審査の事務を進める上で必要であり、また各受給資格者の資格及び助成の実績や状況を管理するために必要であるため。 ・連絡先(電話番号等)は、子どもの養育者等に必要に応じて書類を送付、または電話にて連絡を取るため。 ・医療保険関係情報は、受給資格(加入保険状況)及び医療費助成(高額療養費等の付加給付情報)の確認・審査の事務に必要なため。 ・児童福祉・子育て関係情報及び障害者福祉関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報は、受給資格(児童扶養手当受給、障害者手帳交付、生活保護関係受給等の状況)の確認・審査の事務に必要なため。 ・支払口座情報は、医療費助成の支払の事務に必要なため。 ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年5月30日
⑥事務担当部署	岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、障がい福祉課、生活福祉一課、生活福祉二課、国保・年金課、子ども支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 各医療保険者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ 医療機関、支払基金 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ 医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル ）
③使用目的 ※		受給資格及び医療費助成に関する事務処理を行うため。
④使用の主体	使用部署	福祉医療課、子ども支援課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所、柳津地域事務所、中保健センター、北保健センター、南保健センター
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 受給資格に関する事務 ①受給者証交付(更新)申請書、受給資格変更届、受給資格喪失届を受理し、及び岐阜市福祉医療費助成に関する条例(昭和57年岐阜市条例第46号)第2条第1号に規定するところの子どもの住所、加入する健康保険情報等を確認・審査し、当該資格にかかる登録、登録事項の変更、資格喪失の各種処理を行う。 ②受給者証を発行する。 ③小学校就学前後で、当該資格は切り替わるため、その際、資格更新処理を行う。 ④受給者証の紛失・破損等により、受給者証再交付申請書があった場合、受給者証の再交付を行う。 ⑤Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務 ・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、福祉医療資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に伝送する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから福祉医療資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。 2 医療費助成に関する事務 ①審査支払機関経由の県内医療機関等からの請求又は子どもの養育者からの助成申請書に基づく請求を受け、受給資格を再確認し、請求内容や受給者の確認・審査・調整を行う。 ②審査支払機関又は各助成申請者が示す指定口座に助成金を振り込む。 ③受給資格の変更等により、返還金等が発生する場合、返還金請求、債務管理等を行う。
情報の突合		・本市の住民基本台帳登録者については、各種申請・届出書類の真正性を確認し、対象の子ども及び子どもの養育者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合する。 ・住民基本台帳登録外者についても、各種申請・届出書類の真正性を確認し、対象の子ども及び子どもの養育者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合するが、対象者の宛名情報が団体内統合宛名システムの個人番号と突合できない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し情報を突合する。 ・各種申請・届出書類の審査のため、当該書類等の内容と庁内他部署等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		システムの運用保守
①委託内容		福祉総合管理システム(福祉医療費助成システム)の運用・保守業務
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 アイネス
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		総合窓口受付業務委託
①委託内容		総合窓口で実施する福祉医療費助成(子ども)窓口業務
②委託先における取扱者数		100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		国(デジタル庁)
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑥再委託事項	PMH-IDの付与、情報連携業務及び運用保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
移転先1	市民生活部 国保・年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号利用条例第4条第2項及び別表第2の8の項 番号利用条例施行規則第10条第1号、第2号
②移転先における用途	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2第1項の規定による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国民健康保険法第57条の3第1項の規定による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	・国民健康保険法第57条の2第1項の規定による高額療養費の支給の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る、福祉医療費助成(子ども)に関する事務における岐阜市福祉医療費助成に関する条例第6条第1項の規定に基づく福祉医療費受給者証の交付に関する情報 ・国民健康保険法第57条の3第1項の規定による高額介護合算療養費の支給の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る、福祉医療費助成(子ども)に関する事務における岐阜市福祉医療費助成に関する条例第6条第1項の規定に基づく福祉医療費受給者証の交付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福祉医療費助成(子ども)に関する事務における子ども、子どもの養育者、子どもが属する世帯の構成員
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	番号利用開始日(平成29年7月1日予定)以後、照会を受けたら都度、月次の頻度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜外部データセンターにおける措置＞

- ・福祉総合管理システムのサーバは、外部データセンター内サーバ室に設置しており、サーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。
- ・データセンター内のサーバ室への入退室は、ICカード（許可された者のみ所有）、静脈認証等の生体認証、パスワード（許可された者ごとに設定）による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。
- ・サーバ室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。
- ・データの滅失、毀損を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常用電源及び無停電電源装置を備えている。

＜本庁マシン室における措置＞

- ・入室は入口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。
- ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。
- ・停電（落雷等）によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。
- ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。
- ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。

＜各課事務室における措置＞

- ・各課事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。
- ・各課事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。
- ・申請書等の紙は、鍵付きキャビネットに保管され、情報セキュリティ管理者が施錠管理している。
- ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。
- ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- ③ 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ④ クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ⑤ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携における措置＞

- Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。
- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
 - ・論理的に区分された領域にデータを保管する。
 - ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
 - ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
 - ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
 - ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

7. 備考

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務＞

- ・岐阜市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。

- ・岐阜市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

- ・不要となった特定個人情報、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。

- ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①宛名情報

基本情報

宛名番号、世帯コード、カナ氏名、カナ本名、氏名、本名、生年月日、性別、住民区分、続柄、世帯主氏名

異動情報

最新異動日、最新異動事由、最新届出日、住民になった日、住民となった事由、住民となった届出日、住民でなくなった日、住民でなくなった事由、住民でなくなった届出日、住定日、住定事由、住定届出日

住所

郵便番号、住所、方書、転入元郵便番号、転入元住所、転入元方書、転出先郵便番号、転出先住所、転出先方書

外国人登録情報

外国人登録番号、国籍、在留資格コード、在留終了年月日、在留期間年、在留期間月、在留期間日、外国人住民となった日、第30条45区分、DV情報

②資格情報

申請種別、申請理由、申請年月日、職権、事由発生年月日、決定年月日、決定結果、決定理由、受給者番号、有効期間開始日、有効期間終了日、県市区分、住所地特例、備考

③医療保険情報

保険者番号、保険種別、保険者名称、被保険者宛名コード、記号番号、資格取得日、資格喪失日

④支払口座情報

金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人

⑤送付先情報

送付先郵便番号、送付先住所、送付先方書、送付先カナ氏名、送付先氏名

⑥居住地情報

居住地郵便番号、居住地住所、居住地方書、居住地カナ氏名、居住地氏名

⑦届出情報

届出郵便番号、届出住所、届出方書、届出カナ氏名、届出氏名

⑧連絡先情報

本人連絡先

自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号、勤務先住所、勤務先電話番号、勤務先FAX番号、メールアドレス

緊急連絡先

カナ氏名、漢字氏名、続柄、郵便番号、住所、方書、自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号

⑨問い合わせ情報

受付日時、事業、受付担当者、受付方法、受付場所、問合せ区分、タイトル、問い合わせ相談内容、回答内容

⑩メモ情報

入力日、入力時間、入力担当者、内容

⑪診療情報

公費負担者番号、請求年月、診療年月、SEQNO、レセプトNO、受給者番号、受給者氏名、性別、生年月日、データ区分、保険区分、医療機関番号、医療機関名、診療科、入院外来区分、保険者番号、記号番号、被保険者宛名コード、保険給付割合、自己負担割合、入力元区分、県市区分、数値4(資格エラーコード)、

診療日数、決定金額、自己負担金額、公費負担額、診療区分、高額区分、高齢者区分、特記1、数値2(県市区分)、数値3(論理件数)、申立区分、申立理由、

⑫償還支払情報

請求年月、公費負担者番号、申請日、申請書番号、申請書枝番、診療年月、初診日、県市区分、受給者番号、医療機関番号、診療科、入院外来区分、保険者番号、記号番号、被保険者宛名コード、診療種別、自己負担割合、保険区分、

診療日数、総医療費、自己負担金額、一部負担額、薬剤負担額、その他調整額、附加給付額、高額療養費、助成額、他公費負担額、他公費項目

判定結果、支払日、却下理由、支払方法、振込結果、強制修正、振込額、メモ

⑬公費返還請求情報

請求年月、診療年月、課税状況、課税状況 老人、被保険者宛名コード、保険者番号、請求済区分、世帯総医療費、世帯自己負担額、世帯窓口負担額、世帯他方負担額、高額基準額 一般、高額基準額 老・世帯、高齢基準額 老・外、世帯附加給付額、世帯高額療養費、返還請求額、償還給付額、収入額、計算日、調査票発送日、調査票返却日、委任状発送日、委任状返却日、高額該当区分、返還方法、請求年月日、収入日、

入院外来区分、診療日数、負担割合、公費負担者番号、総医療費、自己負担額、窓口負担額、薬剤一部負担額、他法公費番号、他法負担額、他法一部負担額、附加給付額、高額療養費(按分)、公費負担額、収入額、メモ

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る記録項目>

⑭対象者情報

個人番号、PMH-ID、PMH仮名識別子、基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)、自治体コード、自治体業務ID、連携ファイル名、連携日時、連携処理ステータス/エラー内容、制御フラグ(不開示/閲覧停止)、その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

⑮ユーザー情報

機関マスタID、機関ユーザーID、メールアドレス、ユーザー氏名、ユーザー区分、ユーザー権限ID、個人番号閲覧可能フラグ、ユーザー削除フラグ

⑯医療助成資格情報

受給者証種別ID、受給者証名、受給者証ID、受給者証券面情報、受給者証項目情報、表示順番号、公費ID、区分、公費負担者番号、公費受給者番号、自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)、有効期間、強制失効日、医療機関コード、指定医療機関情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費助成(子ども)情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・必要な対象者以外の情報を記載できないよう、また必要な情報項目のみを記載するよう、関係のある申請及び届出の書類の様式を定める。 ・窓口において、対象者からの申請及び届出の書類の内容や本人確認書類(身分証明書等)について、確認を厳格に行う。 ・申請及び届出の内容を複数人で審査・確認し、対象者以外の情報及び不必要な情報の入手の防止に努める。 ・申請及び届出の書類によるデータを情報システム(番号管理連携サブシステム)へ入力後、当該書類の記載データと当該システムへの入力データを照合し、確認を行う。 ・情報システム上、申請及び届出の書類に記載された当該事務上の情報以外は入力できない仕組みとなっている。 ・庁内他部署からの各種情報(医療保険関係情報等)の入手にあたっては、各業務システム及び庁内連携システムの連携仕様に基づき、対象者以外の情報及び不必要な情報は連携されないことをシステム上で担保(当該情報の入手ができないように制限)している。 ・書類の記入時に職員が説明若しくは記入例等を提示し、適切な案内・受付を行う。 ・職権を濫用し、利用目的以外の目的で特定個人情報を収集してはならないことについて、情報セキュリティ教育で、規定や罰則について周知する。 ・入手する特定個人情報の利用目的を変更する場合、岐阜市個人情報保護審議会の意見を聴き、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
「不適切な方法で入手が行われるリスク」 ・申請や届出は、子どもの両親及び子どもが加入する健康保険の世帯主や被保険者等あるいは代理人によるものを受領することとし、受領の際は必ずかかる申請者・届出者の本人確認(代理人の場合は委任状の確認や提出も含む)を行うこととする。 ・郵送にて申請や届出がなされる場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令/総務省令第3号)第11条の規定に基づき厳格に実施する。 ・添付書類等を印刷する際は、印刷指定等を行い、打ち出した資料は直ちに回収する。 ・申請や届出の書類及びその添付書類は、件別に指定のファイルに入れ各業務担当へ手渡す。 ・住基ネットを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施する。 ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 「入手の際に特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(番号法第17条)又は写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求め、本人確認を行う。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など複数点)と住民基本台帳情報等の聞き取りを行う。 ・通知カード、個人番号カードの記載内容や窓口での聞き取り内容が住民基本台帳情報と一致しているか確認を行う。	

- ・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。
- ・新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。

- ・特定個人情報を含む申請・届出に係る入力、削除及び訂正についてはマニュアルに基づき、適切な操作を行う。
- ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。
- ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。

「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」

- ・書面による申請・届出の場合、子どもの両親及び子どもが加入する健康保険の被保険者や世帯主等(若しくは代理人)から直接申請・届出を受けることを原則とする。
- ・郵送にて申請書や届出書を受け付ける場合、返信用封筒に本課の連絡先を明記し、本課宛てに必ず郵送するよう本人に説明する。
- ・特定個人情報が記載された申請書・届出書については、当該情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。
- ・住基ネットを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。
- ・システムの操作履歴を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。
- ・住基ネット端末から一時的に離席する際は端末にロックをかけ、作業後はログオフを行う。
- ・住民記録システムへの入力は、市の施設以外及び市の保有する端末以外で実施できない。
- ・特定個人情報を入力する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・福祉総合管理システムでは、個人番号を保有しない。 ・福祉総合管理システムでは、アクセス制御機能により、福祉医療費助成事務の職員が担当の事務に必要な情報にはアクセスできない仕組みになっている。 ・また、番号管理連携サブシステムでは、個人番号を保有するが、当該者の氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムは、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報の使用目的で認められる範囲の対象者及び情報以外が参照できないようアクセス制御を行っている。 ・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要のない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。 ・情報セキュリティ管理者は、職員が管理する課共有フォルダ内において、業務に必要な特定個人情報収集・保管されていないことを定期的に確認する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする岐阜市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	「ユーザ認証の管理」 ・番号管理連携サブシステムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・パスワードは定期的に変更する。 ・一定回数以上ログインに失敗したIDは停止措置を講じる。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・端末のパスワードの記録機能等を使用しない。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・岐阜市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	
その他の措置の内容	「アクセス権限の(発効・失効の)管理」 ・アクセス権限と業務(担当職員)の対応表を作成し、ID/パスワードの発行管理を行う。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・権限の申請・変更・失効については申請書を使用し、記録を残す。 ・パスワードに有効期限を設け、定期的にパスワードの変更を行わないと、システムが利用できないよう設定する。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を、変更または削除する。 「特定個人情報の使用の記録」 ・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴を記録する。 ・操作履歴の定期的な確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に保管する。 「その他の措置」 ・システム保守運用等のために管理者権限等の特権を付与されたID(以下「特権ID」という。)の利用については、パスワードの定期的な変更、特権IDによるアクセス環境(作業場所、接続端末等)の特定、利用の事前承認等の厳重な管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

「従業員が事務外で使用するリスク」

- ・全職員、新規採用職員、管理職に対し、職場で守るべき遵守事項、特定個人情報を含む機密情報の業務以外の目的での利用の禁止、違反した場合の処分内容等について、情報セキュリティ教育を行う。
- ・職員以外の従事者（臨時的任用職員、嘱託職員、アルバイト又は外部委託事業者等）に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。

「特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」

- ・特定個人情報を入力、照会する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。
- ・バックアップの実行は自動化し、特権IDでのみ実行、アクセスを許可している。
- ・特権IDの管理及び運用は、前記と同様に、システム保守運用等のために管理者権限等の特権を付与されたID（以下「特権ID」という。）の利用については、パスワードの定期的な変更、特権IDによるアクセス環境（作業場所、接続端末等）の特定、利用の事前承認等の厳重な管理を行う。

「その他のリスク」

- ・番号管理連携サブシステムからのCSV出力に特定個人情報ファイルは含めない仕組みとしている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

☐ 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	以下の規定を委託契約書及び個人情報取扱特記仕様書に定めている。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務(委託業務終了後を含む) ・改竄、漏えい、滅失及び毀損の防止 ・再委託先に関する制限事項の遵守 ・提供した情報資産の複写又は複製の禁止 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃業等 ・「情報セキュリティ対策チェックシート」による自己点検の実施 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査及び検査 ・市による事故時等の公表 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	＜選択肢＞ [十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度又は随時）を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。
その他の措置の内容	「情報保護管理体制の確認」 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先の情報保護管理体制として個人情報保護責任者と個人情報保護担当者が任命され、その役割や権限が明確になっていることを確認している。 「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先においてアクセス権限を付与する従業員数及びアクセス権限の範囲を必要最小限とすることを遵守させている。 ・契約書に、アクセス権限の管理状況等、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に報告することを記載している。 「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、特定個人情報ファイルを含む重要データについてアクセス権限の設定を行い、そのアクセス記録を保管する。 「特定個人情報の提供ルール」 ・契約書において、特定個人情報を含む情報資産を第三者への提供禁止を定めている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先において情報資産の第三者への提供の禁止に従業者に対して遵守させていることを確認している。 ・保守運用委託及びオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・委託先に情報提供する際には、日付、枚数、媒体等を記載した管理簿を作成し、情報セキュリティ管理者の承認を得たうえで受け渡ししている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、情報の受け渡しの際に管理簿等で記録を取って実施することを確認している。 「特定個人情報の消去ルール」 ・保守運用委託及びオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。 ・契約書に、委託業務終了後、発注者から入手した情報資産を返還又は発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて提出することを定めている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、情報の消去・破棄等における取扱い手順を定めていることを確認している。
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・委託先において契約書等に示す情報セキュリティの遵守が疎かになるリスクに対し、業務着手時及び年度当初に「情報セキュリティ対策チェックシート」により、遵守状況の自己点検を徹底させている。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	(特定個人情報の提供) 行わない。 (特定個人情報の移転) ・岐阜市個人情報等取扱規程(令和5年岐阜市訓令第5号)に従い、データ移転先からの利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たものののみ、データの移転を行う。 ・紙を利用した情報の移転は、その正当性が認められるものののみ移転を行う。 ・庁内連携システムを利用した情報の移転は、全て実行結果の記録を残している。		
その他の措置の内容	・庁内連携システム以外のシステムによる、特定個人情報の連携を禁止している。 ・操作端末のハードディスク、USBメモリやCD-R等の外部記憶媒体を利用して情報の提供・移転ができないよう、操作端末のハードディスクやUSB接続機器への書き込み禁止、書き込み可能な光学ドライブを搭載しない等の制限をしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」 ・庁内連携システム以外のシステムによる、特定個人情報の連携を禁止している。 ・庁内連携システムによる移転の実行は自動化されており、特定の権限を持つ者以外実行できないよう、アクセス制限されている。 「誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」 ・庁内連携システムは、仕組みとして移転元と移転先の関連付け及び移転する情報が定義されており、人的に誤った情報の移転及び誤った相手への移転を防止する。 ・庁内連携システムの設計書等に記載される、移転元と移転先の関連付け、移転する情報については、情報システム管理者、情報セキュリティ管理者が点検、承認し記録する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

- ・情報提供ネットワークシステムを利用する者を限定し、利用者の管理を徹底することで、情報提供ネットワーク接続による目的外の入手のリスクに対応している。
- ・情報セキュリティ管理者は、所管業務において情報提供ネットワークを利用する職員等を、必要最小限に特定し、中間サーバの利用者ID及び利用権限を申請する。
- ・情報システム管理者は、情報提供ネットワークから付与された管理者権限により、中間サーバの利用者IDと利用権限を設定する。なお管理者権限は厳重に管理し、漏らさない。
- ・情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、中間サーバの利用者IDを定期的に棚卸し、不用な利用者IDを消去する。
- ・職員等の中間サーバのログイン認証は、中間サーバを利用可能な職員毎のユーザIDにより行い、その操作内容の記録を実施することから、職員等は中間サーバの利用者IDを他の職員と共有しない。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。

(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か

「 十分である 」

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
	物理的対策 <外部データセンターにおける措置> ・情報システムのサーバは、外部データセンター内サーバ室に設置しており、サーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。 ・データセンター内のサーバ室への入退室は、ICカード（許可された者のみ所有）、静脈認証等の生体認証、パスワード（許可された者ごとに設定）による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。 ・サーバ室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。 ・データの滅失、毀損を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常用電源及び無停電電源装置を備えている。 <本庁マシン室における措置> ・入室は入口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。 ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。 ・停電（落雷等）によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。 <各課事務室における措置> ・各課事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・申請書等の紙は、鍵付きキャビネットに保管され、情報セキュリティ管理者が施錠管理している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

その他の措置の内容	技術的対策 ・システムの操作履歴を記録する。 ・サーバ、パソコンにウイルス対策ソフトを常駐しリアルタイムチェックを実施し、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは自動化により最新のものを適用している。 ・ネットワークを通じての不正アクセス対策として、ファイアウォールやIPSにより不正、不要な通信の検知や遮断をしている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策パッチ適用は、必要性、動作の安全性等を確認した上で実施することとしている。 ・パソコンは許可なくソフトウェアを導入できないよう管理者権限を制限しており、また、パソコンを許可なくネットワークに接続できないよう、端末の認証等の制限をしている。 ・端末から一定時間操作が行われない場合は、システムとの接続を遮断し、他者に利用されることを防止している。 ＜情報システム窓口端末における措置＞ ・窓口端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置＞ 物理的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 技術的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された岐阜市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・岐阜市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・岐阜市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
「特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」 ・庁内の他システムとの整合処理を定期的実施し、保存中の情報が最新であるかどうかを確認する。 ＜標準システムの保管・消去＞ ・標準システム窓口端末における措置 ・標準システム窓口端末に保管されるデータはない。 「特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄日時、担当者及び処理内容を記録する。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、定期的に個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜標準システムに関する教育・啓発＞ ・職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。 ・委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1 岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係
②請求方法	岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年岐阜市条例第49号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係 電話:058-214-2127
②対応方法	問い合わせの受付時に起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	岐阜市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市報に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和6年12月2日から令和6年12月27日まで
③主な意見の内容	意見提出:0件
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和7年2月27日
②方法	岐阜市個人情報保護審議会による第三者点検の実施
③結果	原案どおり認める旨の答申を得た。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	第28条	第29条	事後	当該規則の条ずれの修正に伴う、軽微な変更
平成29年5月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	岐阜市福祉事務所 福祉医療課	岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係	事後	担当部署における係名追加による軽微な変更
平成29年5月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉医療課長 青木 俊仁	福祉医療課長 服部 悦郎	事後	所属長の異動による変更
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	岐阜市福祉事務所 福祉医療課	岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係	事後	担当部署における係名追加による軽微な変更
平成29年5月29日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町18番地 岐阜市福祉事務所 福祉医療課	〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町18番地 岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係	事後	担当部署における係名追加による軽微な変更
令和1年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法: 第19条第14号(番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後は、第19条第8号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	情報照会の根拠 ・番号法: 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	評価書の見直しに伴い、情報照会の根拠法規を最新のものに変更
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉医療課長 服部 悦郎	福祉医療課長	事後	様式変更に伴う表記の変更
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日	42885	事後	評価書の見直しに伴い、情報照会の保有開始日の記載を変更
令和3年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	福祉医療課、子ども支援課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所、柳津地域事務所、中市民健康センター、北市民健康センター、南市民健康センター	福祉医療課、子ども支援課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所、柳津地域事務所、中市民健康センター、北市民健康センター、南市民健康センター	事前	重要な変更該当しないが、任意に事前に提出
令和3年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	重要な変更該当するため、事前に提出
令和3年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		総合窓口受付業務委託 ①委託内容 総合窓口で実施する福祉医療費助成(子ども)窓口業務 ②委託先における取扱者数 100人以上500人未満 ③委託先名 パーソルテンプスタッフ株式会社岐阜オフィス ④再委託の有無 再委託しない	事前	重要な変更該当するため、事前に提出
令和3年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 3項目目	＜事務室における措置＞ ・事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・申請書は、毎月末の広域連合への送付までの期間、鍵付きキャビネットに保管している。	＜各課事務室における措置＞ ・各課事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・申請書等の紙は、鍵付きキャビネットに保管され、情報セキュリティ管理者が施錠管理している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。	事前	重要な変更該当するため、事前に提出
令和3年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 4項目目		＜中間サーバー・プラットホームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットホームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	形式的な変更のため、重要な変更該当しないが、任意に事前に提出
令和3年3月2日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容 「特定個人情報の提供ルール」 3点目	・保守運用委託等に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。	・保守運用委託及びオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。	事前	重要な変更該当するため、事前に提出

令和3年3月2日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託その他の措置の内容「特定個人情報の消去ルール」1点目	・保守運用委託等に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。	・保守運用委託及びオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。	事前	重要な変更該当するため、事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 物理的対策 3項目目	<事務室における措置> ・事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・申請書等の紙は、鍵付きキャビネットに保管され、情報セキュリティ管理者が施錠管理している。	<各課事務室における措置> ・各課事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・申請書等の紙は、鍵付きキャビネットに保管され、情報セキュリティ管理者が施錠管理している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。	事前	重要な変更該当するため、事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 物理的対策 4項目目		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	形式的な変更のため、重要な変更該当しないが、任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 技術的対策 3項目目		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	形式的な変更のため、重要な変更該当しないが、任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 3項目目		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	形式的な変更のため、重要な変更該当しないが、任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	形式的な変更のため、重要な変更該当しないが、任意に事前に提出
令和3年3月2日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年8月1日	令和3年3月2日	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年3月2日	V評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年9月1日から平成28年9月30日まで	令和2年11月2日から令和2年12月2日まで	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年3月2日	V評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成28年10月17日	令和3年1月25日	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法:第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	・番号法:第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	形式的な変更であり、重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	中市民健康センター、北市民健康センター、南市民健康センター	中保健センター、北保健センター、南保健センター	事後	担当部署における名称変更による軽微な変更であるため事後に提出
令和3年9月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町18番地 岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係	〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1 岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係	事後	庁舎移転に伴う変更であり、軽微な変更であるため事後に提出

令和6年1月5日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	2 医療費助成に関する事務 ①岐阜県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)経由の県内医療機関等からの請求又は子どもの養育者からの助成申請書に基づく請求を受け、受給資格を再確認し、請求内容や受給者の確認・審査・調整を行う。 ②国保連又は各助成申請者が示す指定口座に助成金を振り込む。	2 医療費助成に関する事務 ①審査支払機関経由の県内医療機関等からの請求又は子どもの養育者からの助成申請書に基づく請求を受け、受給資格を再確認し、請求内容や受給者の確認・審査・調整を行う。 ②審査支払機関又は各助成申請者が示す指定口座に助成金を振り込む。	事後	審査支払機関は、岐阜県国民健康保険団体連合会に限らないことから、総称である「審査支払機関」と表記を変更
令和6年1月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	2 医療費助成管理機能 ① 国保連が取りまとめた県内医療機関等からの請求に関するデータ(現物給付関係データ)を取り込む機能。	2 医療費助成管理機能 ① 審査支払機関が取りまとめた県内医療機関等からの請求に関するデータ(現物給付関係データ)を取り込む機能。	事後	審査支払機関は、岐阜県国民健康保険団体連合会に限らないことから、総称である「審査支払機関」と表記を変更
令和6年1月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	※福祉総合管理システム(福祉医療費助成システム)では、個人番号を保有しない	削除	事後	福祉総合システム(福祉医療費助成システム)のサブシステムで個人番号を保有することから、当該文言を削除
令和6年1月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3		(評価書記載のとおり追加)	事前	中間サーバーにおいて特定個人情報ファイルを取り扱うことから追加
令和6年1月5日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	重要な変更該当するため、事前に提出 健康保険者情報の入手に際し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施
令和6年1月5日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。) 情報照会の根拠 ・番号法:第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ※情報連携の開始時期は、検討中のため、未定である。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律:第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事前	重要な変更該当するため、事前に提出 健康保険者情報の入手に際し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施
令和6年1月5日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係	岐阜市福祉事務所 福祉医療課 福祉医療係、岐阜市子ども未来部 子ども政策課 庶務係	事後	福祉医療費助成(子ども)制度を担当する部署を追加
令和6年1月5日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉医療課長	福祉医療課長、子ども政策課長	事後	福祉医療費助成(子ども)制度を担当する部署を追加
令和6年1月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]行政機関・独立行政法人等()	[○]行政機関・独立行政法人等(各医療保険者)	事前	重要な変更該当するため、事前に提出 健康保険者情報の入手に際し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施
令和6年1月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	健康保険者情報の入手に際し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施
令和6年1月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	2 医療費助成に関する事務 ① 国保連経由の県内医療機関等からの請求又は子どもの養育者からの助成申請書に基づく請求を受け、受給資格を再確認し、請求内容や受給者の確認・審査・調整を行う。 ② 国保連又は各助成申請者が示す指定口座に助成金を振り込む。	2 医療費助成に関する事務 ① 審査支払機関経由の県内医療機関等からの請求又は子どもの養育者からの助成申請書に基づく請求を受け、受給資格を再確認し、請求内容や受給者の確認・審査・調整を行う。 ② 審査支払機関又は各助成申請者が示す指定口座に助成金を振り込む。	事後	審査支払機関は、岐阜県国民健康保険団体連合会に限らないことから、総称である「審査支払機関」と表記を変更
令和6年1月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] (3)件	[委託する] (2)件	事後	重要な変更にあたらない(漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないため) 国保連への委託では、特定個人情報を扱わない
令和6年1月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	福祉医療費助成(子ども)に関する事務の審査支払等事務	委託事項2を削除	事後	重要な変更にあたらない(漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないため) 国保連への委託では、特定個人情報を扱わない

令和6年1月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項3	委託事項2	事後	上記に伴う、項目の繰上げ
令和6年1月5日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(特定個人情報の移転) 岐阜市個人情報保護条例施行規則(平成16年岐阜市規則第10号)に従い、データ移転先からの利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を行う。	(特定個人情報の移転) ・岐阜市個人情報等取扱規程(令和5年岐阜市訓令第5号)に従い、データ移転先からの利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を行う。	事後	重要な変更にあたらな(漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないため) 個人情報の保護に関する法律の適用に伴い、ルールを定めた例規を改める
令和6年1月5日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	重要な変更該当するため、事前に提出 健康保険者情報の入手に際し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施
令和6年1月5日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		(評価書記載のとおり追加)	事前	重要な変更該当するため、事前に提出 健康保険者情報の入手に際し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施することに伴うもの
令和6年1月5日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(評価書記載のとおり追加)	事前	重要な変更該当するため、事前に提出 健康保険者情報の入手に際し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施することに伴うもの
令和6年1月5日	Ⅳ V 開示請求、問合せ ②請求方法	岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。	岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年岐阜市条例第49号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。	事後	個人情報の保護に関する法律の適用に伴い、開示請求の根拠を定めた例規を改める
令和6年1月5日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月2日	令和5年12月28日	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和6年1月5日	V 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年11月2日から令和2年12月2日まで	令和5年10月2日から令和5年10月31日まで	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和6年1月5日	V 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和3年1月25日	令和5年12月27日	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和6年10月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	岐阜市は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例(昭和57年岐阜市条例第46号)にて、医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とした、福祉医療費助成(子ども)に関する事務を規定しており、特別に定める場合を除き本市の区域内に住所を有し、健康保険に加入している中学校修了(15歳到達後最初の3月31日)までの子どもを対象に、保険診療の自己負担額から各種付加給付等を除いた額について、医療費助成を行っている。	岐阜市は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例(昭和57年岐阜市条例第46号)にて、医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とした、福祉医療費助成(子ども)に関する事務を規定しており、特別に定める場合を除き本市の区域内に住所を有し、健康保険に加入している子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を対象に、保険診療の自己負担額から各種付加給付等を除いた額について、医療費助成を行っている。	事前	条例改正に伴う子どもの年齢の記載の見直し
令和6年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	パーソルテンブススタッフ株式会社 岐阜オフィス	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和6年10月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年12月28日	令和6年10月30日	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和7年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		⑤Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務 情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、福祉医療資格情報の紐付け及び登録を行う。住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る福祉医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。住民が、医療機関受診時に福祉医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記

令和7年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		Public Medical Hub(PMH)	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		1. 情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 個人番号及び福祉医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 2. 情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、福祉医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、福祉医療費助成の資格情報の照会が行われる。 Public Medical Hub(PMH)は、PMH連携キーからPMH-IDを復号し、PMH-IDに紐付けられた福祉医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	同上(上の続き)	同上(上の続き)	(上の続き) 3. 情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 福祉医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく福祉医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続		[○]その他(福祉総合管理システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性		・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]民間事業者()	[○]民間事業者(医療機関、支払基金)	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他()	[○]その他(医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		⑤Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務 ・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、福祉医療資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に伝達する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから福祉医療資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記

令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2)件	(3)件	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い変更
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名		国(デジタル庁)	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ④再委託の有無		再委託する	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑤再委託の許諾方法		書面又は電磁的方法による承諾	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑥再委託事項		PMH-IDの付与、情報連携業務及び運用保守業務	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ④クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ⑤既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記 Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記

令和7年3月24日	同上(上の続き)	同上(上の続き)	(上の続き) ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携における措置＞ Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務＞ ・岐阜市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・岐阜市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	事前	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る記録項目＞ ⑭対象者情報 個人番号、PMH-ID、PMH仮名識別子、基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)、自治体コード、自治体業務ID、連携ファイル名、連携日時、連携処理ステータス/エラー内容、制御フラグ(不開示/閲覧停止)、その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID) ⑮ユーザー情報 機関マスタID、機関ユーザーID、メールアドレス、ユーザー氏名、ユーザー区分、ユーザー権限ID、個人番号閲覧可能フラグ、ユーザー削除フラグ ⑯医療助成資格情報 受給者証種別ID、受給者証名、受給者証ID、受給者証券面情報、受給者証項目情報、表示順番号、公費ID、区分、公費負担者番号、公費受給者番号、自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)、有効期間、強制失効日、医療機関コード、指定医療機関情報	事前	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容		＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステムの制御している。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事前	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容		＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする岐阜市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の開域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事前	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記

令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・岐阜市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い変更
令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法		・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務における措置> 物理的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 技術的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記

令和7年3月24日	同上(上の続き)	同上(上の続き)	(上の続き) 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された岐阜市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・岐阜市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・岐阜市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携開始に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ガバメントクラウドにおける物理的対策> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記
令和7年3月24日	同上(上の続き)	同上(上の続き)	(上の続き) <ガバメントクラウドにおける技術的対策> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記
令和7年3月24日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記

令和7年3月24日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年10月30日	令和7年 3月24日	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和7年3月24日	V評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和5年10月2日から令和5年10月31日まで	令和6年12月2日から令和6年12月27日まで	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和7年3月24日	V評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和5年12月27日	令和7年2月27日	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出